

司法試験法施行規則の一部を改正する省令の概要（案）

法務省 大臣官房人事課・大臣官房司法法制部

改正の趣旨

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）による司法試験法の改正を踏まえて、所要の改正を行うもの

改正内容

1. 司法試験の法科大学院在学中受験資格の取得に必要な所定科目単位等

前提 改正法による司法試験受験資格の見直し

司法試験の受験資格として、法科大学院修了資格、予備試験合格資格に加えて、「**法科大学院在学中受験資格**」を創設（司法試験法第4条第2項）

〈法科大学院在学中受験資格の取得要件〉

- 法科大学院の課程に在学
- 以下の2点につき、法科大学院を設置する大学の学長が認定
 - ① 法務省令で定める所定科目単位を修得していること
 - ② 1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること

改正の概要

（1） 所定科目単位について（司法試験法第4条第2項第1号イ）

法科大学院課程の修了要件を定める専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の改正内容等を踏まえ、以下の科目・単位数を規定【第3条】

○ 法律基本科目

※ 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目

基礎科目：主に未修1年次で学修するもの（法学既修者認定の対象） **30単位以上**

応用科目：主に未修2年次（既修1年目）以降に学修するもの **18単位以上**

○ 倒産法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法 ・国際関係法（公法系）・国際関係法（私法系）

4単位以上

（2） 学長認定について（司法試験法第4条第2項第1号）

認定の基準を以下のとおり具体化するとともに、認定の取消し等について規定【第4条】

- ① 法科大学院の課程に在学していること
- ② 前年度終了時までまでに所定科目単位を修得していること
- ③ 1年以内に法科大学院の修了要件を満たさないことが明らかでないこと

2. 予備試験の論文式試験の選択科目

前提 改正法による予備試験論文式試験の科目の見直し

予備試験の論文式試験科目に、「専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目」（選択科目）を追加（司法試験法第5条第3項第2号）

改正の概要

選択科目として、**倒産法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法**
・**国際関係法（公法系）**・**国際関係法（私法系）**の8科目を規定【第1条第2項】

施行期日

1. について：令和4年10月1日【令和5年に実施される司法試験から】
2. について：令和3年12月1日【令和4年に実施される予備試験から】